【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【 発 行 日 】 令 和 6 年 1 月 1 7 日 (2024.1.17)

【公開番号】特開2023-156744(P2023-156744A)

【公開日】令和5年10月25日(2023.10.25)

【年通号数】公開公報(特許)2023-201

【 出 願 番 号 】 特 願 2 0 2 2 - 6 6 2 8 2 (P 2 0 2 2 - 6 6 2 8 2)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02(2006.01)

[FI]

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

【手続補正書】

【提出日】令和6年1月8日(2024.1.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

<u>遊技を実行可能な遊技機であって、</u>

通常遊技状態と、前記通常遊技状態とは遊技者にとっての有利度合いが異なる特定遊技 状態と、を少なくとも含むいずれかの遊技状態に制御可能な遊技状態制御手段と、

_ 遊技の実行結果に応じて、遊技者に所定の遊技価値を付与可能な特別遊技状態に制御す_ ることが可能な特別遊技状態制御手段と、

遊技者に付与した遊技価値数に関する情報を計数することが可能な計数手段と、

前記計数手段によって計数された前記遊技価値数が所定値となったことに基づいて、遊 技の実行を停止させることが可能な遊技停止手段と、

遊技が停止されることに関連する報知を行う報知手段と、

を備え、

前記報知手段は、前記計数手段によって計数された前記遊技価値数の情報が前記所定値 に達していない所定の計数範囲にあるときに、所定の開始条件が成立すると、所定の予告 報知を実行することが可能であり、

前記所定の計数範囲は、

__特定の境界値未満の第 1 の計数範囲と、前記特定の境界値以上から前記所定値未満の第__ 2の計数範囲と、を少なくとも含み、

前記報知手段は、

前記計数手段によって計数された前記遊技価値数が前記第1の計数範囲にあるときに第 1の開始条件が成立すると、遊技停止予告に関する第1の報知を実行可能であり、

__前記計数手段によって計数された前記遊技価値数が前記第2の計数範囲にあるときに前_ 記第1の開始条件とは異なる第2の開始条件が成立すると、遊技停止予告に関する第2の 報知を実行可能であり、

前記計数手段によって計数された前記遊技価値数が前記所定値以上であり、前記遊技停 <u>止手段により遊技が停止されないときに、前記第1の報知および前記第2の報知とは異な</u> <u>る 第 3 の 報 知 を 実 行 可 能 で あ り 、</u>

_ 前記計数手段によって計数された前記遊技価値数が前記所定値以上であり、前記遊技停_ 止手段により遊技が停止されたときに、遊技が停止されていることを報知する特定報知を <u>実行可能であり、</u>

10

20

30

40

少なくとも前記第2の報知は、前記計数手段によって計数された遊技価値数に関する情 報を示すことが可能な報知であり、

前記特定報知は、少なくとも前記第1の報知および前記第2の報知よりも表示画面上に て大きく表示され得る報知である

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

[00003]

___また、パチンコ遊技機においては、遊技の興趣を向上させるために、特別図柄の抽選確__ 率を異ならせた遊技状態(低確率遊技状態、高確率遊技状態)や、始動口への入球率を異 ならせた遊技状態(時短遊技状態、非時短遊技状態)など複数の遊技状態が設けられてい る (特許文献 1 参照)。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

[0004]

このようなパチンコ遊技機においては、この高確率遊技状態や時短遊技状態において大 当り遊技状態を短期間に制御可能となっており、遊技者は多量の遊技価値(遊技球)を獲 得することができる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

[0007]

【 特 許 文 献 1 】 特 開 2 0 1 3 - 5 9 6 8 2 号 公 報

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

[00008]

しかしながら、<u>遊技者が獲得した累計の遊技価値が高まっていくと(所謂出玉が増加し</u> ていくと)、遊技の射幸性が高まる恐れがあり、遊技の射幸性を適切に抑制する必要があ <u>った。</u>

10

20

30

40

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

[0009]

本発明の目的は、遊技の射幸性を適切に抑制する遊技機を提供することである。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

[0010]

上記目的を達成するために、本発明に係る遊技機<u>(例えば、第10のパチンコ遊技機)</u>は、遊技を実行可能な遊技機であって、

_ 通常遊技状態と、前記通常遊技状態とは遊技者にとっての有利度合いが異なる特定遊技 状態 (例えば、RUSH遊技状態)と、を少なくとも含むいずれかの遊技状態に制御可能 な遊技状態制御手段と、

<u>遊技の実行結果に応じて、遊技者に所定の遊技価値を付与可能な特別遊技状態(例えば</u>、大当り遊技状態)に制御することが可能な特別遊技状態制御手段と、

遊技者に付与した遊技価値数に関する情報を計数することが可能な計数手段と、

<u>前記計数手段によって計数された前記遊技価値数が所定値(例えば、95000個)となったことに基づいて、遊技の実行を停止させることが可能な遊技停止手段と、</u>

<u>遊技が停止されることに関連する報知を行う報知手段(例えば、表示装置 7 、スピーカ</u> 3 2 、 L E D 群 4 6 等) と、

を備え、

前記報知手段は、前記計数手段によって計数された前記遊技価値数の情報が前記所定値 に達していない所定の計数範囲(例えば、85000~94999個)にあるときに、所 定の開始条件が成立すると、所定の予告報知を実行することが可能であり、

前記所定の計数範囲は、

<u>特定の境界値未満の第1の計数範囲(例えば、85000~8999個)と、前記特定の境界値以上から前記所定値未満の第2の計数範囲(例えば、90000~94999</u>個)と、を少なくとも含み、

前記報知手段は、

__前記計数手段によって計数された前記遊技価値数が前記第1の計数範囲にあるときに第 1の開始条件(例えば、RUSH遊技状態に移行する特定の大当り遊技状態中、RUSH 遊技状態)が成立すると、遊技停止予告に関する第1の報知(例えば、第1遊技停止予告)を実行可能であり、

一前記計数手段によって計数された前記遊技価値数が前記第2の計数範囲にあるときに前記第1の開始条件とは異なる第2の開始条件(例えば、大当り遊技状態中等)が成立すると、遊技停止予告に関する第2の報知(例えば、第2遊技停止予告)を実行可能であり、前記計数手段によって計数された前記遊技価値数が前記所定値以上であり、前記遊技停止手段により遊技が停止されないときに、前記第1の報知および前記第2の報知とは異なる第3の報知(例えば、第3遊技停止予告)を実行可能であり、

<u>前記計数手段によって計数された前記遊技価値数が前記所定値以上であり、前記遊技停止手段により遊技が停止されたときに、遊技が停止されていることを報知する特定報知(例えば、第1遊技停止報知)を実行可能であり、</u>

<u>少なくとも前記第2の報知は、前記計数手段によって計数された遊技価値数に関する情</u> 報を示すことが可能な報知であり、

<u>前記特定報知は、少なくとも前記第1の報知および前記第2の報知よりも表示画面上に</u>

10

20

30

40

<u>て大きく表示され得る報知である</u>ことを特徴とする。

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

[0011]

本発明によれば、<u>遊技の射幸性を適切に抑制することができる。</u>

10

20

30